

8 - 1 課 税 状 況

(1) 課 税 状 況

区 分	課 税					
	一 般 税 率 適 用		特 定 税 率 適 用		計	
	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額
総 計	98,900	16,380,126	-	-	98,900	16,380,126
清 酒	27,843	3,521,054	-	-	27,843	3,521,054
合 成 清 酒	x	x	-	-	x	x
し ょ う ち ゅ う	796	151,532	-	-	796	151,532
甲 類	469	94,746	-	-	469	94,746
乙 類	327	56,786	-	-	327	56,786
み り ん	x	x	-	-	x	x
ビ ー ル	39,251	8,702,317	-	-	39,251	8,702,317
果 実 酒 類	76	3,970	-	-	76	3,970
果 実 酒	x	x	-	-	x	x
甘 味 果 実 酒	x	x	-	-	x	x
ウ イ ス キ ー 類	x	x	-	-	x	x
ウ イ ス キ ー	x	x	-	-	x	x
ブ ラ ン デ ー	-	-	-	-	-	-
ス ピ リ ッ ツ 類	x	x	-	-	x	x
ス ピ リ ッ ツ	x	x	-	-	x	x
原 料 用 ア ル コ ー ル	-	-	-	-	-	-
リ キ ュ ー ル 類	567	49,106	-	-	567	49,106
雑 酒	30,256	3,945,933	-	-	30,256	3,945,933
発 泡 酒	30,252	3,945,515	-	-	30,252	3,945,515
粉 末 酒	-	-	-	-	-	-
そ の 他 の 雑 酒	4	418	-	-	4	418

調査対象等： 平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間に製造場から移送された酒類について、平成16年4月30日までの申告又は処理による課税実績

用語の説明： 未納税移出とは、製造場から移出するとき酒税の免除を受けて移出するものをいう。

- (注) 1 特定税率適用とは、酒税法第22条第3項(アルコール分が13度未満のもの(発泡性を有するものに限る。))に対する税率)該当のものを示す。
 2 「酒税法第30条第1項、第2項及び第3項」欄は、酒類製造者とその製造場から移出した酒類を当該製造場に戻し入れた場合の酒税額の控除等を示す。
 3 税関分は含まない。

控		除		課 税 実 数		免 税		区 分
酒 税 法 〔第30条第1項、 第2項及び第3項〕		災 害 減 免 法 (第7条第1項)				未納税移出	輸出免税	
数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	数 量	
<i>kℓ</i>	千円	<i>kℓ</i>	千円	<i>kℓ</i>	千円	<i>kℓ</i>	<i>kℓ</i>	
1,278	162,134	0	3	97,622	16,217,989	17,929	53	総 計
757	99,983	0	3	27,086	3,421,068	9,474	49	清 酒
x	x	-	-	x	x	-	-	合 成 清 酒
4	803	-	-	792	150,728	195	-	し ょ う ち ゅ う
0	94	-	-	469	94,652	-	-	甲 類
4	709	-	-	323	56,077	195	-	乙 類
x	x	-	-	x	x	x	-	み り ん
118	26,163	-	-	39,133	8,676,155	5,202	-	ビ ー ル
0	18	-	-	75	3,952	-	-	果 実 酒 類
x	x	-	-	x	x	-	-	果 実 酒
x	x	-	-	x	x	-	-	甘 味 果 実 酒
x	x	-	-	x	x	-	x	ウ イ ス キ ー 類
x	x	-	-	x	x	-	-	ウ イ ス キ ー
-	-	-	-	-	-	-	-	ブ ラ ン デ ー
x	x	-	-	x	x	x	-	ス ピ リ ッ ツ 類
x	x	-	-	x	x	x	-	ス ピ リ ッ ツ
-	-	-	-	-	-	x	-	原 料 用 ア ル コ ー ル
324	26,258	-	-	243	22,848	120	2	リ キ ュ ー ル 類
73	8,872	-	-	30,183	3,937,061	2,686	-	雑 酒
73	8,857	-	-	30,179	3,936,658	2,685	-	発 泡 酒
-	-	-	-	-	-	-	-	粉 末 酒
-	-	-	-	4	403	1	-	そ の 他 の 雑 酒